

令和6年第7回臨時会

津別町議会会議録

令和6年第7回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 6年 11月 22日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 6年 11月 28日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 6年 11月 28日 午前 10時 27分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	×
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	石川 勝己	○
住民企画課長	加藤 端陽	○	選挙管理委員会局長	森井 研児	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	選挙管理委員会次長	宮脇 史行	×
住民企画課長補佐	小西 美和子	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
保健福祉課長	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	×
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	×			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	石川 勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	迫田 久	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会計管理者	丸尾 達也	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 渡邊 直樹 3番 小林 教行
2			会期の決定	自 10月28日 1日間 至 10月28日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	令和5年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	令和5年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	令和5年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	令和5年度津別町簡易水道事業会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	令和5年度津別町下水道事業会計決算の認定について（委員会報告）	
11	議案	58	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	59	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	60	令和6年度津別町一般会計補正予算(第7号)について	
14	報告	14	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより、令和 6 年第 7 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
2 番 渡 邊 直 樹 君 3 番 小 林 教 行 君
の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動が生じる場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、町長の職務代理者の設置についてであります。10月16日から私が入院加療するため、法令等に則り職務代理者を設置しておりましたが、11月6日をもって設置期間が終了しましたので、ご報告いたします。

次に、令和6年度まちづくり懇談会についてであります。町長に就任以来、平成19年度より毎年10月下旬から12月上旬にかけ、自治会等を単位に町民の皆さまのご意見をお聞きし、翌年度の予算編成の参考にさせていただいてきたところです。

先に報告しましたとおり、先月16日に札幌の病院に入院し、11月7日に復帰しましたが、いまだ体調が万全とはいえず、従前のような行動を行うには今しばらく時間を要すると判断し、大変残念ではあります。今年度につきましては懇談会を中止させていただきたいと考え、町民の皆さまのご理解をお願いするものであります。

次に、北見地域定住自立圏合同災害訓練についてであります。10月29日、北見地域定住自立圏連絡会議上下水道分科会による合同災害訓練を、本町の役場庁舎前において1市4町の担当職員約30名が参加し実施いたしました。

この訓練は、大規模な漏水等の発生による被害を想定し、災害時の相互応援を円滑に行うため、情報収集や応援要請のほか、高台配水池で補水した給水車からコンテナ型タンクに給水後、給水袋に注ぐまでの訓練を実施したところです。

今後とも災害時において、単独自治体では対応できない場合に備え、定住自立圏内の相互支援のあり方や課題等を共有し、ライフラインの早期復旧を目指す取り組みを進めてまいります。

次に、幸町地区コミュニティ施設のオープン式典についてであります。11月13日、ご来賓および関係者約30名が参列し、式典を開催いたしました。

式典は、高橋道議会議員をはじめ来賓4名の方よりご祝辞を頂戴し、その後テープカットを行い、新たな施設のオープンを祝ったところであります。議員の皆さまにおかれましては、時節柄ご多忙のところご臨席賜り、この場をお借りし厚くお礼を申し上げる次第であります。

なお、翌14日には、サツドラ津別店が待望のオープンを迎え、多くの町民が来店し賑わいを見せておりました。

今後におきましては、前年度にオープンしましたウッドリームとともに、町民の皆さまはもとより多くの方々が交流し、コミュニティの起点となるようしっかり運営してまいります。

次に、ヒグマの捕獲状況についてであります。今年度の捕獲頭数は11月22日時点で21頭であり、平成14年度から記録している年間ヒグマ捕獲頭数を更新したところです。

ここ数年において、札幌市などの都市部や周辺地域を含め道内各地で頻繁に人の生活域に出現しており、出没の抑制とヒグマ個体の捕獲については道内各自治体の課題となっているところです。

本町におきましては、猟友会をはじめ関係機関との連携・協力により有害鳥獣捕獲を継続し、ヒグマによる農業被害の低減と人身被害の防止、人里への出没の抑制に努

めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎認定第1号～認定第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第1号 令和5年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和5年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を、審議の都合上、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和5年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和5年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本件については、去る9月20日、第5回津別町議会定例会において決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本臨時会に付議するものであります。

本件6件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

佐藤委員長、登壇願います。

○委員長（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま、議長からご指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

令和5年度の津別町一般会計ほか特別会計の認定につきましては、令和6年9月20日、第5回津別町議会定例会において、本件審査のため議長および議会選出の監査委

員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町簡易水道事業会計、津別町下水道事業会計、以上6件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして、私が委員長に、副委員長には巴光政委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月22日に招集し、議場におきまして特別委員のほか、議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他附属資料については、事項別明細書とあわせ同時に審査を行いました。また、各特別会計については、歳入・歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました、認定第1号 令和5年度津別町一般会計決算の認定についてから、認定第6号 令和5年度津別町下水道事業会計決算の認定について、慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。

なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（鹿中順一君） それでは、委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。

討論は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから、令和5年度津別町一般会計および特別会計の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和5年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和5年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件については、認定することに決定しました。

◎議案第 58 号～議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 58 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 12、議案第 59 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 11、議案第 58 号から、日程第 12、議案第 59 号までを一括議題とすることに決定しました。

議案第 58 号から順次内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 58 号、59 号について一括してご説明をいたします。

資料 1 ページをお開きください。

このたびの議案第 58 号、59 号の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によるもので、12 月 2 日から被保険者証が新たに発行されなくなることに伴い、被保険者証についての条文について必要な改正を行うものでございます。

議案第 58 号の改正内容は、法律の一部の施行により国民健康保険法が改正されたことにより、新旧対照表では、資料の 5 ページになりますが、被保険者証の返還に応じない場合に過料に処する事項について、被保険者証についての文言の削除をいたしました。

また、条例全体の文言の整理、不要な条文の削除をし、整理をさせていただきました。

資料 6 ページをお開きください。

議案第 59 号につきましては、第 1 条として重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第 7 条中、また、7 ページの第 2 条として、子ども医療費の助成に関する条例 5 条中に個人番号カード保険証等の表記を追加いたしました。

議案にお戻りください。

議案第 58 号、59 号とも、ただいま説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行するもので、議案第 58 号につきましては経過措置として、この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 9 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第 58 号、議案第 59 号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、第 60 号 令和 6 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 60 号についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、幸町地区コミュニティ施設に係る関連経費および令和 7 年 4 月から運行を予定している、北海道北見支援学校へのスクールバスの車両購入について増額補正をお願いするものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項は歳入歳出予算にそれぞれ 806 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 73 億 408 万円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、5 ページから 6 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費、財政調整基金積立金は、剰余金 42 万 9,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 3 企画振興費、大通・幸町地区コミュニティ施設管理経費は、幸町地区コミュニティ施設の指定管理料で 180 万 9,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 4 スクールバス運行費、スクールバス経費は冒頭

で説明しましたスクールバス購入に係る関連経費で 582 万 4,000 円の増額です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、歳出で説明のスクールバス購入に係る増額です。

款 20 諸収入、項 4 雑入の大通・幸町地区コミュニティ施設納付金は、幸町地区コミュニティ施設に係る納付金で 230 万 1,000 円の増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額および予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、報告第 14 号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 27 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和 6 年第 7 回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 10 時 27 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員